

養介護施設従事者等による 高齢者虐待について

佐賀県社会福祉士会について

○設立経過

平成5年設立 → 平成17年社団法人認定 → 平成22年公益社団法人認定

○事業内容

- ・ 成年後見等に関する活動

成年後見等の活動、各市町との契約による成年後見に関する専門相談の実施

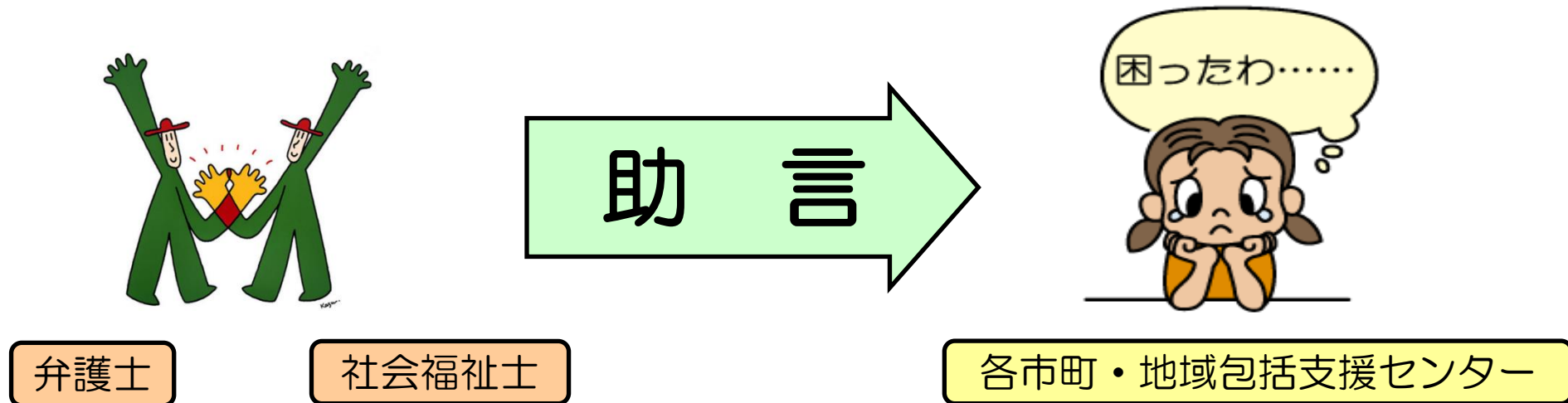
- ・ 福祉サービス利用援助事業
- ・ 外部評価、調査事業
- ・ 地域生活定着支援センター事業
- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 福祉資格取得支援（社会福祉士）
- ・ **高齢・障害者虐待対応専門職チーム、高齢者虐待防止等の研修事業**
- ・ 市民後見人に関する事業

契約件数（令和5年度）

高齢者虐待：19市町 障害者虐待：5市町

虐待対応専門職チームとは？

虐待対応を行う市町村（地域包括支援センター）の担当者が具体的かつ適切な支援を実施できるよう、高齢者虐待に精通した弁護士と社会福祉士からなるチーム（虐待対応専門職チーム）が、**それぞれの視点から** 助言 **を行い、対応力を高める**ことを目指して創られた。



高齢者虐待防止法について①

○高齢者虐待防止法

(正式名称：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)

第1条 (目的)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を（～中略～）高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に（～中略～）もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

※養護者とは…現に養護（身の世話や身体介助、金銭管理等）を行っている家族、親族、同居人、知人のこと（同居の有無は問わない）

高齢者虐待防止法について②

○誰からの虐待か？（虐待防止法 第2条）

虐待防止法 第2条

- ・養護者からの虐待

養護者とは現に高齢者を養護するもの。

（例：同居の親族や知人、遠方に住んでいて財産等管理をしている者等）



イメージとして、在宅での虐待

- ・養介護施設従事者等からの虐待

「養介護施設」や「養介護事業」に従事する職員からの虐待。

※入所・入居を伴わない、在宅サービスも該当

「養介護施設・事業所」と「従事者」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設 従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉施設 ●有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ●老人居宅生活支援事業 	<p>「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に 従事する者</p>
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設 ●地域密着型介護老人福祉施設 ●地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅サービス事業 ●地域密着型サービス事業 ●居宅介護支援事業 ●介護予防サービス事業 ●地域密着型介護予防サービス事業 ●介護予防支援事業 	

(出典：厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」, 2006)

早期発見の責務

○早期発見(高齢者虐待防止法第5条第1項)

→高齢者の福祉に業務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない。

○不利益取り扱いの禁止(高齢者虐待防止法第21条第7項)

→通報したことによる不利益な扱い(解雇、降格、減給等)は禁止。

※虚偽、過失を除く

高齢者虐待の問題を施設の中だけ抱え込まずに、早期発見・早期対応をはかるため。

※施設内で対応したことで、通報義務は消失しない。

通報の義務と守秘義務との関係

虐待の証拠や根拠は必要ない

○通報の義務(高齢者虐待防止法第7条第1項～2項、第21条第1項～第4項)

- 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は当該高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村に通報しなければならない。
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報しなければならない。
- このほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、市町村に通報するよう努めなければならない。

○守秘義務との関係(高齢者虐待防止法第21条第6項)

- 守秘義務に関する法律の規定は、規定による通報を妨げるものと解釈してはならない。
- ※虚偽、過失を除く

通報のポイント

- 「虐待になる前に」相談しよう
- 「虐待かもしれない」から相談しよう
- 「支援が必要」だから相談しよう
- 気になる高齢者がいたから相談しよう

★「通報」ではなく「相談」と捉える。虐待と判断するのは、市町村であり、たとえ虐待がなかったとしても責任を問われることはない。

虐待防止のための体制整備



体制整備の取り組みにおける留意事項

○すべての介護サービス等が対象

○養介護従事者等には、養護者による虐待の予兆や発見者としても役割も求められる。

○義務化された事項の充足それ自体を目的化すべきではない。

身体拘束について

身体拘束の禁止規定と高齢者虐待

○身体拘束禁止規定と高齢者虐待

- ・介護保険施設等では利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて…

身体拘束その他の行動制限は原則禁止（指定基準等による）



- ・本人への精神的苦痛・身体機能の低下等の大きな弊害
- ・家族・親族等への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下



**緊急やむを得ない場合を除いて、
身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当。
身体拘束を実施するにあたっては例外3原則の
条件を満たさなければいけない。**

身体拘束に該当する具体的な行為の例

●徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
●転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
●自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
●点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
●点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
●車いすやいすからすり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
●立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
●脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
●他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
●行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
●自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

※左記の内容はあくまで代表的な例示であり、身体拘束の定義ではない。例に当てはまらない行為であっても、「高齢者の行動を制限する行為」であれば、身体拘束に該当する。

(出典：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」[身体拘束ゼロへの手引き]、2001)

身体拘束と3ロック

○3ロックとは…

①フィジカルロック

ベルト柵や、つなぎ服等で身体の動きを物理的に制約する。

②ドラッグロック

薬物の過剰投与等で行動を抑制する。

③スピーチロック

言葉や態度によって行動を制限する。

※今回のマニュアル改正により、スピーチロック等の内容が虐待類型に記載された。

基準省令における身体拘束の適正化要件及び 身体拘束廃止未実施減算の内容

<p>要件 (減算においてはいずれかが なされていない場合)</p>	<p>(前提として、緊急やむを得ない場合を除いて原則禁止)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 例外的に身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由の記録(2年間保存) 2. 身体的拘束等の適正化をはかるための措置 <ol style="list-style-type: none"> ① 身体的拘束等の適正化をはかるための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底をはかること。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 介護職員その他の従業者に身体的拘束等の適正化のため研修を定期的を実施すること。(年2回、新規採用時必須)
<p>対象事業 (介護保険)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護老人福祉施設 ○ 介護療養型医療施設 ○ (介護予防)特定施設入居者生活介護 ○ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ○ 介護老人保健施設 ○ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ○ (介護予防)認知症対応型共同生活介護 ○ 介護医療院
<p>減算割合</p>	<p>利用者全員について所定単位数から10%減算 (事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、最低3か月)</p>

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

3つの要件を全て満たし、要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されていることが必要

1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2. 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体拘束が一時的なものであること

※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要がある。
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成等が義務づけられている(2年間保存)。

令和5年3月 国マニュアルの改正について

R5.3 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 (国マニュアル) 主な改定内容①

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(令和5年3月改訂)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html

- **都道府県と市町村の協働による体制整備強化を強調 (全体的な方針)**
- **介護保険施設等監査指針の改正 (令和3年度) の内容の反映 (第Ⅲ章)**
 - ・ 市町村・都道府県の高齢者虐待対応部署と老人福祉法、介護保険法担当部署 (庁内含む) の連携・協働を明記
 - ・ 上記を前提に、養介護施設従事者等による虐待対応のフローチャートを改訂
 - ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待が、「入居者の処遇に関し不当な行為や入居者の利益を害する行為」(老人福祉法)、「人格尊重義務違反」(介護保険法)に該当することを明記
 - ・ 上記より、養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合に、老人福祉法、介護保険法の規定に基づく立入検査等による事実確認を行うことが基本であると明記
- **個人情報保護法改正 (R5.4) を踏まえた虐待対応における個人情報の取扱いの整理**
 - ・ 地方自治体・民間団体における個人情報の取扱いについて、基本的な考え方や留意点を記載 (第Ⅰ章)
 - ・ 虐待対応の各段階における個人情報の取扱いについて記載 (第Ⅱ、第Ⅲ章)

R5.3 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 (国マニュアル) 主な改定内容②

○自治体からの疑義が多くあった内容の記載を拡充

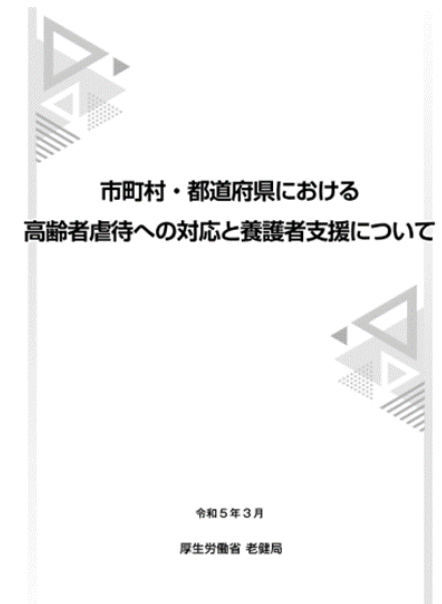
- ・ **高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応**（養護・被養護の関係が明らかでない高齢者への虐待、セルフ・ネグレクト）についての記載を拡充（第Ⅰ章）
- ・ **高齢者虐待類型（例）の追加**（センサー、スピーチロック等）（第Ⅰ章）
- ・ 高齢者の**居住実態と住所地が異なる場合の対応**について記載（第Ⅰ章）
- ・ **養護委託や措置・面会制限等の権限行使及び廃止・解除**について記載を拡充（第Ⅱ章）
- ・ 地域包括支援センター等への**事務の委託**について記載を拡充（第Ⅱ章）

○国、都道府県、市町村の役割の記載の拡充（第Ⅰ章）

- ・ 高齢者権利擁護推進事業の内容や、近年実施した老人保健健康増進等事業を記載
- ・ 令和3年度の基準省令改正や、新たな通知等（H30.3以降）を踏まえた記載の改訂

○その他

- ・ サービス付き高齢者住宅における高齢者虐待が、養護者による虐待として対応可能であると明記（第Ⅰ章）
- ・ 身体的拘束等に対する考え方等の記載を拡充（第Ⅰ章）
- ・ 「不適切ケア」は「虐待等が疑われる事例」であり、法に基づいた対応が必要であることから、記載を削除
- ・ 「虐待認定」⇒「虐待の有無の判断」に統一



養護者による高齢者虐待の類型（例）

類型	定義	具体例
身体的虐待	<p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p> <p>*「暴行とは・・・仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）</p>	<p>①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為（殴る、蹴る、やけど、打撲させる、刃物や器物で外傷与える）</p> <p>②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為（本人に向けて物を壊したり、投げつけたり、刃物を近づけたり、振り回したりする）*</p> <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に扱う行為（医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリの強要、無理やり食事を口に入れる）</p> <p>④本人の行動を制限、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為（身体拘束し、動きを制限、つなぎ服・ボディースーツを着せて自分で着脱できなくする、意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する、外鍵をかけて閉じ込める、長時間家の中にい入れない）等</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待又は性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること</p>	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること（脱水症状や栄養失調状態、劣悪な住環境で生活させるなど）</p> <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する（処方通りの服薬をさせない、入院や治療が必要にもかかわらず、病院や施設から連れ去る）。</p> <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する（孫の金の無心や暴力を放置）等。</p>
心理的虐待	<p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p>	<p>①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること（言動を嘲笑、排泄の失敗などを人前で話して恥じをかかせる、怒鳴る、ののしる、子どものように扱う、家族や親族。友人等との団らんから排除する）など</p>
性的虐待	<p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p>	<p>本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の性的な行為（下半身を裸にして放置する、人前でおむつを交換する、性器を写真に撮る、スケッチをする、セックスを強要する、わいせつな映像や写真を見せる、自慰行為を見せる）など</p>
経済的虐待	<p>養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p>	<p>本人の合意なしに又は判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること（日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、本人に無断で売却、自分の借金返済等のために無断で使用、入院や介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する、世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する）</p>

介護施設従事者等による高齢者虐待の類型（例）

類型	定義	具体例
身体的虐待	<p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p> <p>*「暴行とは・・仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）</p>	<p>①暴力的行為（殴る、蹴る、やけどさせる、無理やり車両に乗降させるなど）*</p> <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為（医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する、職員の都合で本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、介護がしやすいように、職員の都合でベッドなどへ抑えつけるなど）</p> <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制（家族からの要望等で高齢者の自宅に外鍵をかえて外出できないようにするなど）</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</p>	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為（体位の調整や栄養管理を怠る、劣悪な住環境で生活させるなど）</p> <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為（必要な受診をさせない、処方通りに服薬させない、必要な介護計画等の見直しを怠るなど）</p> <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為（ナースコール等を使用させないなど）</p> <p>④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置（高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言いその後の対応をしない、必要なセンサー電源を切る）</p> <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること（施設管理者や主任等が通報義務や虐待防止措置義務等を怠るなど）</p>
心理的虐待	<p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p>	<p>①威嚇的な発言、態度（怒鳴る、脅すなど）</p> <p>②侮辱的な発言、態度（「死ぬ」「臭い」「汚い」と言う、子ども扱いなど）</p> <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度（ナースコールを無視するなど）</p> <p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為（本人の意思・状態を無視しておむつを使用する・食事の全介助をするなど）</p> <p>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為（外部との連絡を遮断させるなど）</p> <p>⑥その他（カメラ等で撮影し他の職員に見せる、異性介助など）</p>
性的虐待	<p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p>	<p>本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の性的な行為（下半身を裸にして放置する、人前でおむつを交換する、性的行為を強要するなど）</p>
経済的虐待	<p>高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p>	<p>本人の合意なしに又は判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること（事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要するなど）</p>

「高齢者虐待」のとらえ方と対応が必要な範囲

高齢者虐待防止法では、広い意味での高齢者虐待を、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定しています。

(「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3 厚生労働省老健局 p5.)

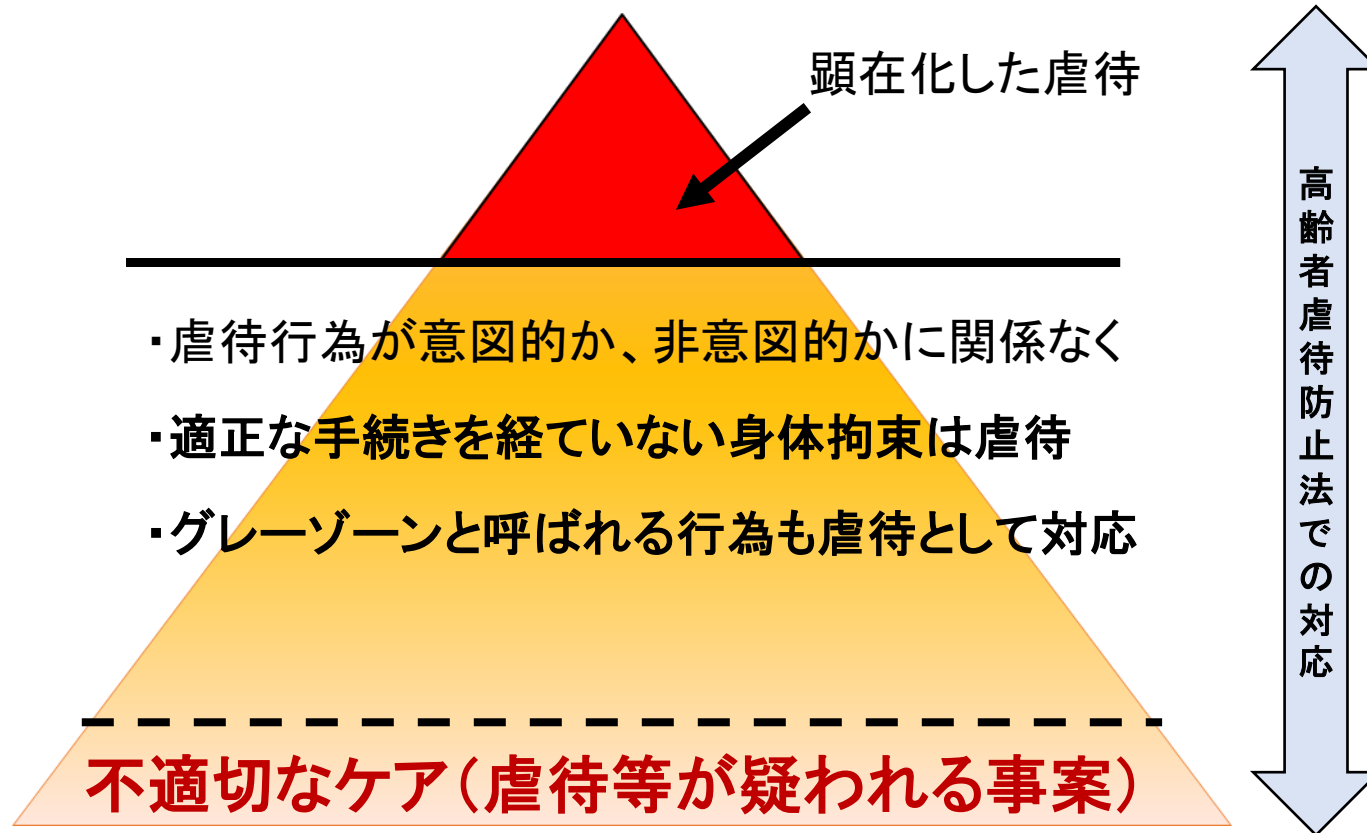
Abuse = 「虐待」 「そまつに扱う」 「酷使」 「悪用」

Maltreatment = 「虐待」 「酷使」 「冷遇」

「Mal」 = 「悪い」 「不良」 「不」 「不完全な」

「treatment」 = 「扱い」 「待遇」

「高齢者虐待防止法」の対象範囲



(柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

- ・認知症介護研究・研修仙台センター『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』教材「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」2009年、p.13
- ・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に対するガイドライン(概要)」(令和5年5月こども家庭庁)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/bb59eec8/20230512_policies_hoiku_2.pdf)を参考に作成

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和4年度）

表1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和3年度対比）

	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）
令和4年度	856件	2,795件	16,669件	38,291件
令和3年度	739件	2,390件	16,426件	36,378件
増減 (増減率)	117件 (15.8%)	405件 (16.9%)	243件 (1.5%)	1,913件 (5.3%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

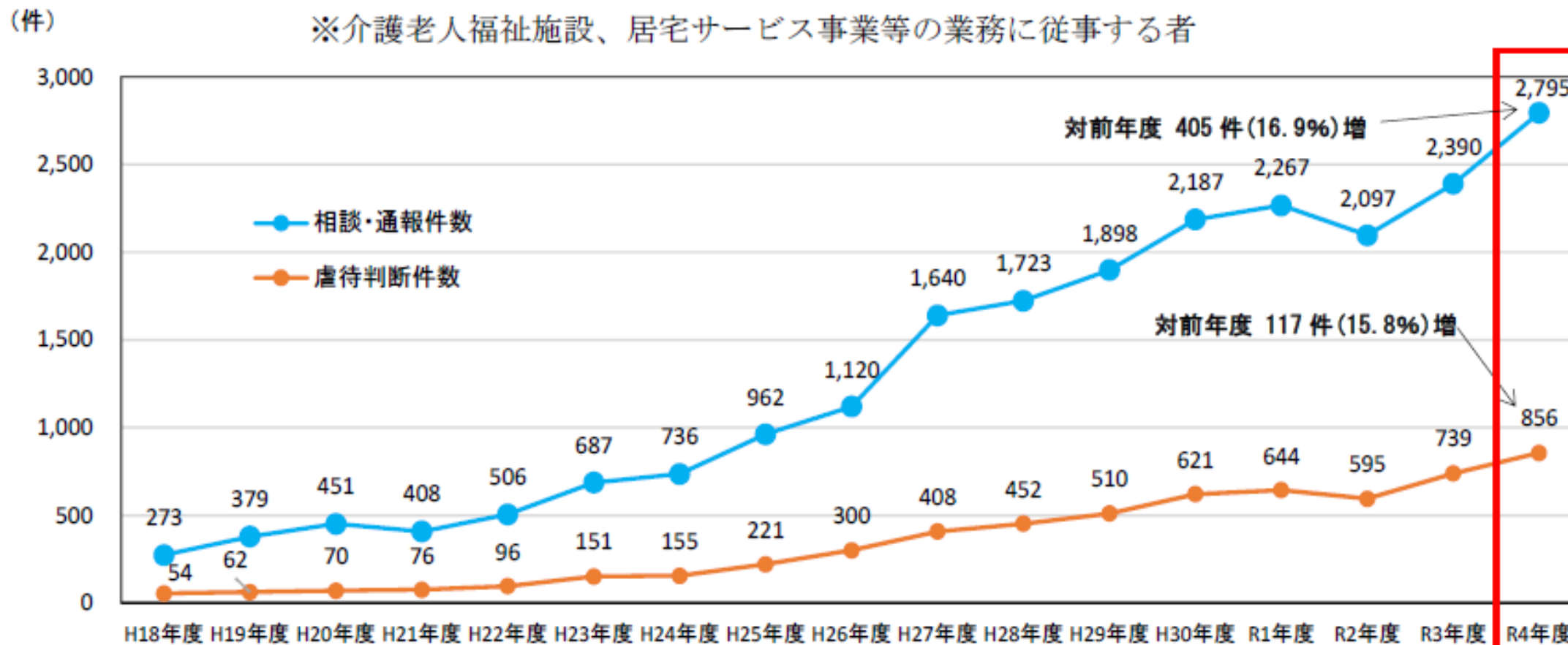
※3 調査対象年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和4年度）

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

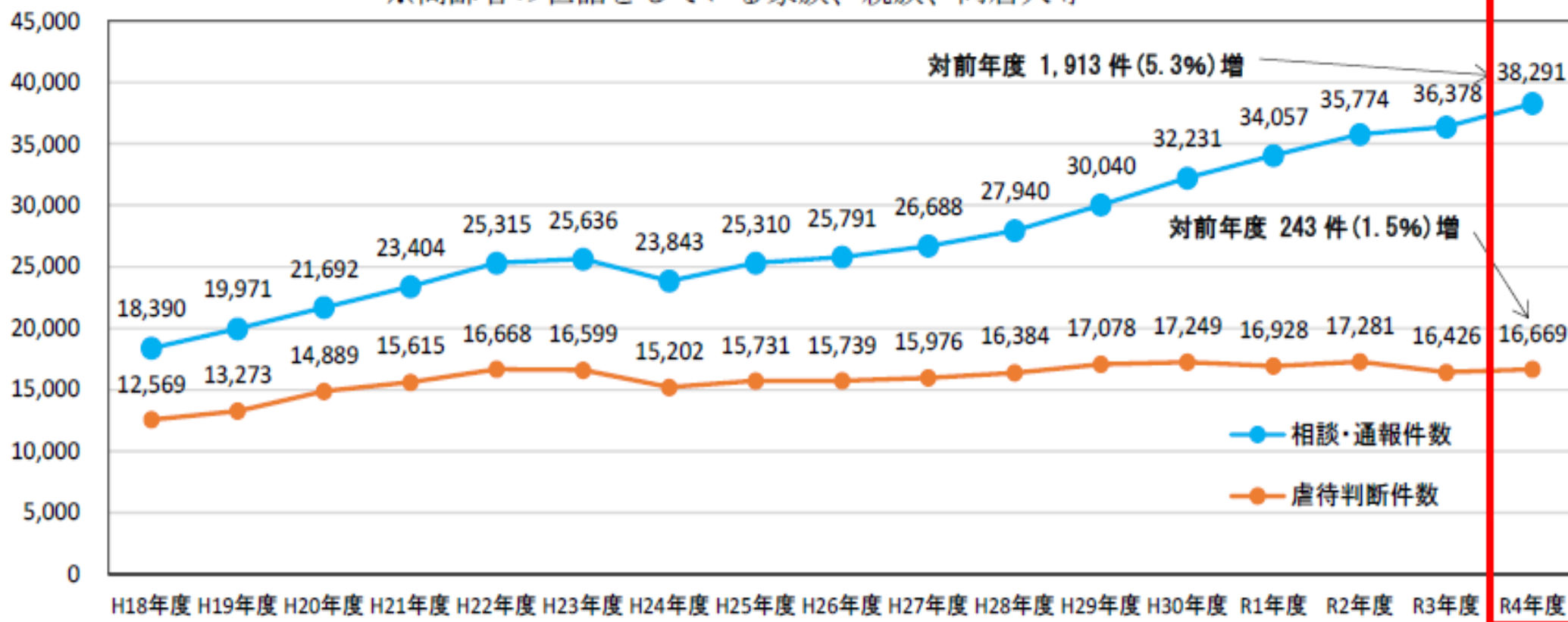


高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和4年度）

養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

(件)



ご清聴ありがとうございました